

税務署ニュース

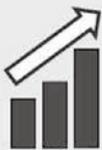
法人税の電子申告は 4社に3社がALL e-Taxです!!

国税庁では、納税者や税理士の皆様の利便性向上と税務行政の効率化のため、添付書類（財務諸表や勘定科目内訳明細書等）を含めたe-Tax（ALL e-Tax）を推進しています。



ALL e-Tax のメリット

業務の効率化



発送の手間や税務署へ行く手間を解消

ペーパーレス化



書類の保管場所が不要
遠隔地でも書類が確認可能

コスト削減



郵送料、印刷代、交通費の削減



法人税の電子申告のQ&A

01

添付書類を含めたe-Tax（ALL e-Tax）の利用はどのくらい進んでいますか？

法人が主要な別表や財務諸表など、申告に添付すべきものとされている書類をe-Taxで送信した割合は **74.1%**（令和4年度）です。

02

e-Taxで送信できる添付書類のデータ形式は決まっていますか？

法令により、提出する書類ごとにデータ形式が定められています。

◇財務諸表 XBRL形式・CSV形式
◇勘定科目内訳明細書 XML形式・CSV形式

※ 上記の添付書類はPDF形式による提出が認められていません。

03

CSV形式で財務諸表を作成し、e-Taxで送信する方法を教えてください。

「国税庁動画チャンネル」に動画を掲載しています。

※ 財務諸表データの提出方法については裏面をご覧ください。

YouTube

「国税庁動画チャンネル」



Check



財務諸表データの作成方法

〔「会計ソフト」と「税務（申告）ソフト」の互換性に応じた対応〕

パターン① ソフト間に互換性がある



税務（申告）ソフトからe-Taxに送信することができます！！

※ 会計ソフトからのデータの出力方法や税務（申告）ソフトへの取り込み方法は、ご利用のソフト会社にお問い合わせください。

パターン② ソフト間に互換性がない



標準フォームを活用し、CSV形式のデータを作成します。
作成後、e-Taxソフトからe-Taxに送信することができます！！

※ ご利用の税務（申告）ソフトによっては、国税庁標準フォームに加工した財務諸表データ（CSV形式）を取り込んで送信することも可能です。

Check

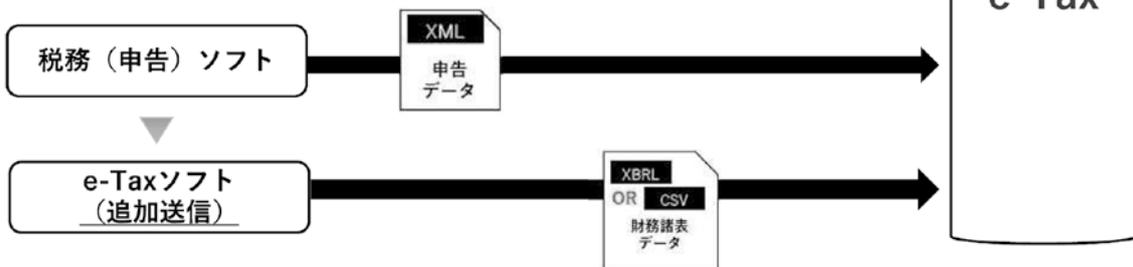


財務諸表データのe-Tax送信方法

パターン① 申告データと同時送信



パターン② 申告データ送信後にe-Taxソフトで追加送信



※標準フォームの場合はCSV形式

詳しくは、e-Taxホームページを
ご覧ください。



財務諸表データの送信





円安や物流費の高騰による原材料のコストアップ、物価高による消費者の買い控えによる売上減少、賃上げによる固定費増加、さらにはゼロゼロ融資返済など、企業経営を圧迫する要因が、今、増している。

この難局を会社全体が一体となって超えていくために、社員の思いを一点に集め、求心力を増していくことが経営者に強く求められている。

しかし、現実には目的と目標が共有されずに、全社員の努力が散逸し、必要な売上高を確保できていないのではなからうか。

そこでまず、目的と目標を明確にすることが求められるだろう。

広辞苑によれば、目的は「成し遂げようとする事柄」とあり、目標は「目的を達

成するために設けた目当て」とある。

混乱する経営状況に、経営者は冷静さを欠き、目的と目標が混濁してはいないだろうか。

目的が目標の上位にあり、目的を達するために目標を立て、全社一丸となって具体的に取り組んでいくのである。

自社の目的や創業以来の経営理念は何かと経営者自身が振り返ってみることが必要だ。

たとえば、経営理念が「地域社会への貢献と社員の幸福」だったとする。自社が提供する商品やサービスで、地域の顧客が満足し、さらに新たな顧客を想像して、

反復して購入・受注することで売上高の確保がもたらされ、それらを原資に社員の待遇や満足が増して幸福

を実現していくことを経営理念は示している。

さらには、納税を通じて、社会貢献に連なる循環を担っていることこそが、会社の目的であることを示しているのだ。

そして、さらなる研究開発を重ねて、顧客である地域住民の満足を一層高めて、一段と支持される企業を築き上げていくことが目標なのだ。

経営目的をより具体的なモノやコトに置き換えて示さないと目標はつくりづら

いものである。顧客の声であり、顧客の望む商品・サービスに応える開発そのものであり、そのための目標設定はさほど難しくないはずだ

会社設立時は目的や理念が全社員に深く共有されてきたものが、歳月を重ねていくと、社員が増え、売上

と売上や顧客も膨らみ、会社の仕組みが整い始めると、社員がただ食えればよいということではない。どんなことの実現のためにこの

会社があるのかを再定義せざるを得なくなる。

したがって、会社を率いる経営者は常に会社の目的は何か、現状で求められている目標設定は何かを常に自身に問い、それらを社員に伝えていく重要な役割を担っているのだ。

成功していると言われる経営者の思考の中核に、このことが習慣づけられていることが共通する点として挙げられている。

そして、目的にかなう目標の設定を平易に全社員に説き、その目的を達成するために、不断の努力を促していくことが大事なのだ。

目的を達するための具体的なやり方を講ずる方法として手段があるが、その本来の意味から逸脱すること

も少なくない。例えば、手段を考え、問題解決のために話し合うべき会議の開催が定時・定刻に開催することが目的となつてしまえば、結論のない無意味なものになりがちである。

まさに、手段の目的化が

発生しかねない。

手段の目的化ステップ、すなわち、組織の硬直化ステップは次のような生成過程をたどる。

組織の誕生 ↓ 組織にルールが生まれる ↓ 社員がルールを無意識に繰り返すようになる ↓ 並行して組織のさまざまなところでシステム

化が進む ↓ ルールが生まれた背景やその意味を忘れる社員が増える ↓ 自分の役割を「こなす」ことに社員の意識が向かう ↓ 社員の関心が外から内に向かう ↓ 「変化」より「秩序」を重視するようになる ↓ 組織活動が形骸化する。

このような無限ループに落ちてはいないだろうか。経営者として、このような状況に接することがあれば、目的が何であるのかを再度ただしていくことが大事である。

厳しい現下の難局突破のために、改めて目的と目標を明確にし、そして手段の目的化を防ぐために、全社一丸の取り組みが欠かせないことを深く肝に銘じたい。

税のミニ通信

何とかしてほしい限度額 食事補助の3,500円

税制改正で交際費から除外される金額基準が、R6年4月1日以降支出分から一人あたり5,000円以下から10,000円以下に改定されましたが、現在中小企業は交際費になったとしても年間800万円までは全額損金算入ですので、実質あまり影響はないのかな?(一年800万円も交際費をかけられる企業は限られる)と思います。それよりも社会人になって以降「引き上げて欲しいものだ」と常々思っているのがこの金額。

「国税庁タックスアンサーNo.2594食事を支給したとき」令和5年4月1日現在法令等
「役員や使用人に支給する食事は、次の2つの要件をどちらも満たしていれば、給与として課税されません。

- (1)役員や使用人が食事の価額の半分以上を負担していること。
- (2)次の金額が1か月あたり3,500円(消費税及び地方消費税を除きます。)以下であること。
(食事の価額)－(役員や従業員が負担している金額)

つまり半額以上自己負担かつ事業所負担が3,500円/月以内であれば、個人側は給与課税されずに半額で食事が採れ、事業所側も福利厚生費とできますので、福利厚生充実の一方策として大変有用です。

地元会計事務所での修業時代も含めて、地方中小企業でこの制度を利用しているところを見かけたことがなく馴染みがないかもしれませんが、私が就職した上場企業ではこの制度を活用していました。最初の配属が県内の工場だったのですが、現場も含めて全職場、お昼のお弁当を食べたい人は、毎朝黒板に掲示されている自分の名前のところにおを付け、労務係が全職場の数を集計して仕出し弁当屋さんに連絡。個人別に月間の自己負担額が集計されていて給与支給時に自己負担額が天引きされる仕組みでした。

さてこの上限、2,500円から3,500円に引き上げられたのが1984年なのですが、その後なんと40年も据置です。“失われた30年”で食品物価が低迷した関係もあろうかと思えます。

個人側給与課税なしの半額での食事摂取、事業所負担額福利厚生費を達成できる予算は $3,500円 \times 2 = 7,000円$ が上限になるわけですが、出勤日数22日で割ると一食当たり約318円、仮に材料原価率を35%とすると一食当たり111円程度しかかけられず、しかも盛り付けに不足があったりしたとき等用に予備も複数個あっての材料費、今一食318円をコンビニで買うとなると、おにぎり二つにお茶一本程度で、それはもう「よくこの値段で頑張っているものだ」と創意工夫満載のお弁当になるわけです。

話は変わりますが子どもが大学生協で食事をとれる「学食パス」というものがあり、親元でチャージしておく、子どもが気兼ねなく食事を採れ、かつ「ご飯ちゃんと食べているのかな?」「肉ばかり食べているな…」等栄養状況も把握できました。デジタル化の進展に伴い、食事補助制度もアナログだった私の就職当時とは大分様変わりしているようです。仕出し弁当に限らず、複数店舗で利用の都度、半額以上の個人負担分を度数消費し、残りを所属する事業所に請求するなど(恐らくこの辺りはプレチャージ方式でなくともやりようがある)、というようなこともデジタルであれば簡単にでき、マンパワーが常に不足していて「個人別に管理するなんて手間がかかって無理」という中小企業でも利用しやすくなっている模様です。推測にはなりますが、デジタルであれば上限を超えて利用したときも「ここから先は全額自己負担飲食ですよ」というようなことも、或いは上限に達したらその月はもう使えないなど、様々な設定が出来るのではないかと思います。

話を本筋に戻しますが、ワンコインランチを探すのも大変な今日この頃、そろそろこの3,500円上限も引き上げて欲しいものです。



東北税理士会郡山支部
税理士 木村 卓美

「秋分の日」は計算で決定する

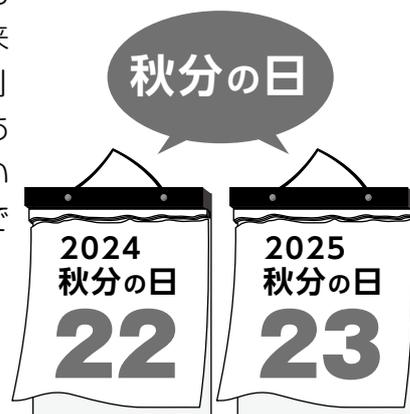
フリーランスライター 藤木 順平

今年の9月は楽しい! 土曜日・日曜日とあわせた3連休が2回ある。それも、14日～16日、21日～23日と2週にわたっている。さらに楽しいのが2年後、2026年の9月には「5連休」がある。これらの連休に大きな役割を果たしているのが「秋分の日」だろう。今年のそれは22日、再来年は23日である。

秋分の日(春分の日も同じ)は、法的に具体的な月日は定められていない。秋分とは「太陽が秋分点(天の赤道を北から南へ横切る点)を通過すること」なのだそうだ。なんだかよくわからないが、天文計算によってその日が22日とか23日に決まる(まれに24日も)。毎年2月、上記の計算方法で翌年の春分・秋分の日にちが決定され官報で公告される。官報で公告とは、話は大げさになってきた。とい

うことは、再来年の秋分の日の日には公式には未決定なのだ。23日で大丈夫?

「暑さ寒さも彼岸まで」というが、実際は春のお彼岸はまだ寒く、秋のお彼岸はまだ暑い。でも、いい加減なことわざと思っはいけないよ。これには「つらいこともいずれ時期が来れば去っていく」という解釈もある。つらい苦しいも「給料日」まで…なんてね。



田村・三春・小野支部、税務研修会および報告会を開催

令和5年度事業が終了し、各支部で報告会が開催された。報告会に先立ち、「国税庁の概要」と題し、郡山税務署より青木幸弘法人統括官を講師に招き、税務研修会を開催した。

報告会では、①令和5年度の事業経過報告並びに収支決算の件、②令和6年度事業計画並びに収支予算案の件について、上程議案どおり承認された。



田村支部報告会



郡山税務署 青木幸弘法人統括官

電子申告で
効率UP!

国税電子申告・納税システム

e-Tax

「e-Tax」なら国税に関する
申告や納税、申請・届出
などの手続きが
インターネットで行えます。

納税にはダイレクト納付が 便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。
※利用可能となるまで、オンライン提出の場合は1週間程度、書面提出の場合は1か月程度かかります。

法人会は会社経営の効率化のためにe-Taxの普及を支援しています。

e-Taxを利用して所得税及び復興特別所得税の申告をするとこんなメリットが!

添付書類の
提出省略^(注)

還付が
スピーディー

ご利用に際し条件、注意事項があります。詳しくはホームページでご確認ください。

法人会

イータックス

検索

青年部会 講演会・報告会 開催

5月28日、郡山ビューホテルアネックスで、青年部会講演会・報告会を開催した。

講演会は、「子ども食堂の現状と今後について」と題し、郡山市こども部こども総務企画課こども企画の菅野誠也氏にご講演いただいた。

講演では、子ども食堂団体数と利用者数の推移や子ども食堂の活動の様子・体験活動のほか、郡山市子ども食堂ネットワークの取り組みを、写真を交え分かりやすく紹介した。また、郡山市の取組として、寄附の分配など様々な運営のサポートや、貧困

イメージ払拭のため市内イベント等に参加し、活動を周知している。食事の提供にとどまらず、イベントや体験活動等をとおして、子どもの居場所づくりとしての役割も担い、誰もが安心して楽しく過ごせる地域交流の場になるよう、運営のサポートや広報活動を今後も継続していきたいと話した。

引き続き、報告会を開催し、①令和5年度の事業経過報告並びに収支決算の件、②令和6年度事業計画(案)並びに収支予算(案)の件、③役員任期満了につき改選の件について、上程議案どおり承認された。役員改選では、桑原義昌部会長が退任し、菅野貴(副部会長)が部会長に選任された。



挨拶をする桑原義昌部会長



挨拶をする菅野貴新部会長

女性部会 講演会・報告会 開催

5月21日、郡山ビューホテルアネックスにおいて、報告会に先立ち税務研修会を開催した。講師に郡山税務署の齊藤克巳署長を迎え、「税務行政のDX」と題し、講演いただき、部会員及び、来賓30名が聴講した。

納税者の利便性の向上(タブレット、パソコン、スマホなどから申告)、課税徴収のデジタル化、事業者のデジタル化促進などについて説明、聴講者は真剣に耳を傾けていた。

続いて、令和6年度報告会を開催し、規約により小林部会長が議長に就任、議事を進行し、令和5年度の事業経過の報告、また租税教室・お作法教室など「未来を担う子供たちのために」地域社会への貢献活動などを盛り込んだ令和6年度の事業計画や予算など上程議案とおり承認された。



女性部会報告会



講演する齊藤克巳署長

法人会の経営者大型総合保険制度
広げよう
企業保障の
大きな傘を

就業障がい状態によるリタイアリスクから 会社と家族をまもります

総合型V Tタイプ

(大同生命の定期保険+AIG損保のベーシック傷害保険)
無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型)

DAIDO 大同生命保険株式会社

郡山支社/福島県郡山市中町1-22(郡山大同生命ビル4F)
TEL 024-922-0860

AIG AIG損害保険株式会社

郡山支店/福島県郡山市虎丸町24-8(AIG郡山ビル3F)
TEL 024-933-6211

AIG損保のベーシック傷害保険の補償内容につきましては、「総合型V Tタイプ」パンフレットをご覧ください。

F-2018-1045(2019年3月27日)



「第12回 通常総会」開催

6月3日、第12回通常総会を郡山ビューホテルアネックスで開催した。議事では、令和5年度実施事業、令和6年度事業計画及び収支予算を報告。決議事項では、令和5年度決算承認の件、役員辞任に伴う後任者選任の件について上程され、異議なく満場一致で承認された。

今年度の主な事業は、所得税定額減税の周知・広報、自主点検チェックシートの利用推進、SNSによる法人会活動の発信のほか、租税教室、税に関する標語・絵はがきコンクールなど、租税教育活動に重点を置き実施する。

また、各種表彰受賞者を発表し、受賞を称えた。

総会終了後には、会員懇談会を開催。約100名が参加し、情報交換や会員相互の親睦を深めた。

各種表彰受賞者は次の通り。



第12回 通常総会

優良経理担当者

- ・株式会社福島地下開発 …… 橋本 陽子
- ・株式会社柏屋 …… 三瓶希美子
- ・学校法人尚志学園 …… 大川原千春
- ・光建工業株式会社 …… 小針 宏美
- ・三友電設株式会社 …… 深谷可奈子
- ・郡山運送株式会社 …… 七海 玲奈

会員拡大功労者

- ・株式会社クリエイイト …… 赤塚 英夫
- ・AIG損害保険株式会社 郡山支店 …… 小東 政彦
- ・大同生命保険株式会社 郡山支社 …… 金森 重信
- ・郡山信用金庫 …… 長尾 正美



優良経理担当者表彰

経営者大型保障制度受託会社職員功労者

- ・大同生命保険株式会社 郡山支社 …… 山下 光子、安住 照美、矢部 美鈴、猪狩 真美、小幡 寛志

役員功労者

- ・株式会社大和田工務店 …… 大和田勝典
- ・郡山信用金庫 …… 長尾 正美
- ・福島県商工信用組合 …… 荒井 一昭



挨拶をする赤塚英夫会長

財務諸表

令和5年度 正味財産増減計算書

(令和5年4月1日～令和6年3月31日) 単位:千円

会費	20,849
事業収益	20,923
助成金	18,176
受取負担金	1,330
雑収入	1,350
経常収益計	62,628
事業費	60,946
管理費	7,329
経常費用計	68,275
当期経常増減額	△ 5,647
法人税等	1,133
一般正味財産期首残高	128,277
一般正味財産期末残高	121,497

貸借対照表

(令和6年3月31日現在) 単位:千円

〔資産の部〕	
流動資産	19,324
特定資産	43,457
その固定資産	107,383
資産合計	170,164
〔負債の部〕	
流動負債	5,210
固定負債	43,457
負債合計	48,667
正味財産合計	121,497
負債及び正味財産合計	170,164